

「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例(案)」に対する 意見募集結果一覧

「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例(案)」に対する意見募集(令和1年12月23日～令和2年1月21日)を行った結果、2名の方からご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を公表します。

番号	項目	意見	考え方
1	障がい者を雇用する事業所(雇用主)への支援	<p>就労及び雇用への支援(第14条)について、①障がいのある人の就労の促進、②障がいがある人の雇用の機会を広げるための取組だけでなく、障がいのある人が就労した後の支援を今以上に強化・利用促進すること(就労環境調査や労働内容の調査、就労の苦労や悩みを聞く相談援助、ジョブコーチと就労先の連携等)も障がいのある人が安心して就労継続できていくためには欠かせない支援だと思います。</p> <p>当事業所でも、障がいのある人を雇用しているのですが、本人への支援はあっても「雇用する側」の不安・悩みを解消する場、対応方法等の勉強ができる場がなく、どこに相談すればいいのか?と抱え込むしかなかったり、自分たちの考えられる範囲内で解決させるしかないという現状があります。就労先(雇用主)に対する支援というものも行政が責任を持って実施していくべき課題だと思います。就労先への支援体制が整えば、就労先の拡大にもつながっていくのかなと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。障がいのある方の就労促進、及び就労継続支援については、既存の福祉サービス(就労定着支援事業)の活用をより一層促進していきたいと考えています。加えて、臼杵市では障がいのある方並びにその支援者からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行うことを目的とした相談支援事業を実施しておりますので、広報媒体等を活用し、広く市民の皆様にお知らせしたいと考えます。</p> <p>また、「雇用する側」の不安や悩み解消する場や、勉強や相談できる場につきましては、現在大分県の委託事業として無料出前講座が実施されていますので、是非活用していただきたいと思います。無料出前講座のチラシについては、市役所福祉課、市民生活推進課窓口に備え付けており、大分県のホームページからも閲覧できますので、ご覧ください。</p>
2	手話言語条例の制定について	<p>今回の「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」の主旨、内容に賛同します。</p> <p>手話サークルとして、ろう者とともに歩んできましたが、まだまだ手話やろう者への理解が広まっているとは言い難い状況です。この条例の浸透に伴い、広まっていくことを期待します。第17条2「手話が言語であるとの認識に基づき」との文言がありますが、それを実現させるため、同時に「手話言語条例」の制定を求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本条例の策定後には、様々な広報媒体を活用して市民の皆様にお知らせし、障がいのある人もない人も相互に理解が深まっていくよう努めていきます。</p> <p>「手話言語条例」の制定につきましては、本条例の第17条から第19条に手話をはじめ、点字やその他の平易な表現方法など、様々な意思疎通手段の普及や意思疎通支援者の養成について定め、今後の施策として取り組んでまいります。まずは、本条例の周知・普及に努め、状況を注視しながら検討していきたいと考えています。</p>